

令和 7 年度大淀町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 7 年 5 月 1 5 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての行政組織が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

- ①障害者の雇用者数が 5 人以上
- ②障害者の割合が従業員の 20% 以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（1）物品

- ア 食料品・飲料（パン・菓子・弁当・お茶 等）
- イ 事務用品（筆記用具・用紙・封筒・書籍 等）

ウ 小物類（布製品・紙製品・木工品・陶磁器・各種記念品 等）

エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（２）役務

ア 印刷（チラシ・ポスター・名刺・封筒 等）

イ 清掃・草刈り

ウ リサイクル作業（資源回収・分別 等）

エ 軽作業（封入・包装 等）

オ 情報処理・テープ起こし

カ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

６ 調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

（１）情報の提供

障害者就労施設等からの調達提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対してその情報を提供する。

（２）優先調達の依頼

障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。

（３）優先調達の検討

各部署は、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

（４）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

７ 調達の目標

令和 7 年度の調達目標金額は、次のとおりとする。

調達目標金額 10 万円以上

８ 調達方針及び調達実績の公表

（１）この方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等で公表する。

（２）調達実績については、年度の終了後速やかに概要を取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

９ 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、福祉介護課において行う。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。